

平成26年度資金管理料金特別会計における情報システム刷新準備資金の運用について

1. 情報システム刷新準備資金の運用について

平成25年12月開催の第54回資金管理業務諮問委員会及び同年月開催の第25回理事会にて承認された情報システム刷新準備資金の運用については、本財団の「特定費用準備資金等取扱規程」第7条(特定費用準備資金の運用)^{*}に基づき、次のとおりとする。

- ① 運用対象資産は国債とし、満期保有を原則とする。
- ② ただし、国債取得額と積立額の差額については、普通預金として保有する。
- ③ 投資期間は5年以内とする。
積立の目的である情報システムの刷新は平成35年度に完了する計画となっているが、本刷新に係る費用については、完了計画年度に先立ち調査等の先行費用が発生することも想定されることから、投資期間は5年以内とし、機動的な体制を保つものとする。
- ④ 償還金の再投資については、情報システム刷新に係る費用の発生時期等を見極めたうえ、償還時に改めて判断する。

※特定費用準備資金等取扱規程 第7条(特定費用準備資金の運用)

- 1 特定費用準備資金の運用対象は、次のとおりとする
 - (1) 国債
 - (2) 金融機関への預金
- 2 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない
- 3 特定費用準備資金から生ずる運用益については、当該資金に積み立てるものとする

2. 平成26年度の運用について

平成25年度の積立額10億6,500万円を上限額とし、平成30年度3月に償還する国債を購入する。なお、平成26年度の積立額については平成27年度に、平成30年度3月に償還する国債を購入する予定。

(参考) 残存期間5年の利付国債の利回り

平成26年1月31日 : 0.190%

以上